

# 市民税・県民税の申告が始まります。

受付期間 2月16日(金)～3月15日(木)

【土、日曜日は除く】

平成19年度市民税・県民税の申告時期となりました。必要書類の準備はお済みでしょうか。申告はみなさんの税額を決める大切な手続きです。

申告書は「申告の手引き」などを参考に自分で書いて、指定日に申告してください。

★3月4日(日)は、市役所本庁で日

曜申告受付を行います。

★申告書は郵送でも受付します。

## ご協力ください。

市では、日程表のとおり市民税・県民税の申告および簡易な確定申告の相談・受付を行います。

各会場では、混雑を緩和するために、対象地区を指定していますので、ご協力ください。

また、市役所本庁の市営駐車場は、例年、大変混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。

## 国民健康保険や老人医療、介護保険に加入している方へ

国民健康保険税額や老人医療の自己負担額、介護保険料額は前年の収入額や所得額等で決定します。未申告の方は、国民健康保険税などの軽減が受けられませんので、期間内に必ず申告してください。

平成18年中に所得のなかった方は、申告書に前年中の生活状況等を記入して提出してください。

## 申告するとき持参するもの

1. 申告書、印鑑
2. 平成18年中の所得のわかるもの
  - ① 給与収入・年金収入のある人  
源泉徴収票
  - ② 営業等、農業、不動産所得のある人  
収支のわかる帳簿、領収書、支払調書など
3. 国民健康保険税・国民年金・介護保険の領収書、生命保険料・個人年金保険料・損害保険料の支払証明書
4. 医療費控除を受ける場合は、医療費の領収書と保険などで補てんされた金額のわかるもの（領収書の合計額を計算してお持ちください。）
5. 障害者控除を受ける場合は、障害者手帳など

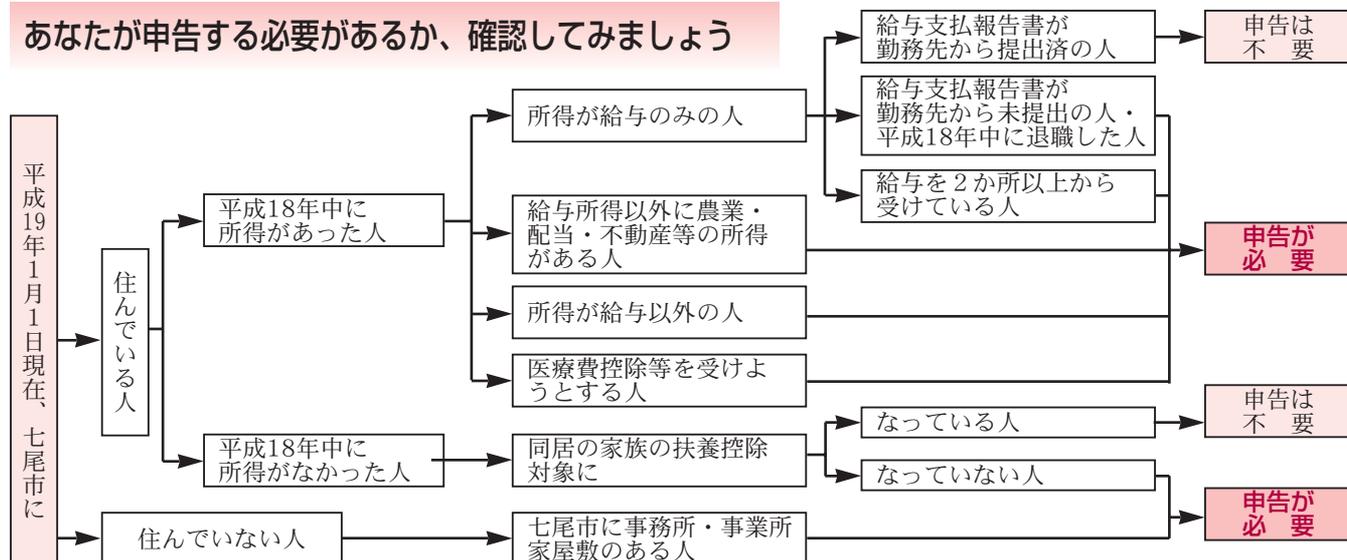
★申告書が届いていない場合は、各会場に直接お越しください。

★65歳以上の方で要件を満たす場合は、寡婦（夫）の申告をすることによって、所得控除が適用されたり、非課税の対象となることがあります。

★公的年金から所得税を天引きされている方は、所得税の「確定申告」を行ってください。  
なお、市民税・県民税の申告では、所得税の還付はできません。

★青色申告、贈与税、譲渡所得、住宅借入金等特別控除、消費税の申告相談は、七尾税務署へ。

## あなたが申告する必要があるか、確認してみましょう



※税務署に「平成18年分の所得税の確定申告書」を提出された人は、この申告をする必要はありません。